٤ 子

۶.

同量) 堅魚煎汁、醬油懸け 一多五分、牛酪六十多、(牛生油、 (原料)松茸中笠十、蠣十箇、鹽二匁五分、胡椒 メリケン粉、

跡の、直にふさがる程の加減をよしとす、水の泡

をかきて、木杓子のめぐる時、其そこの見えたる

大なるを一つ入れ、鹽胡椒粉を二分三分ほどづくだ。 松茸中ノ大笠ばかりを、鹽水にて洗ひ、牛酪を敷たまだ。 る鍋に入れ(笠を上向にして)一つ宛に、蠣の肉のより、 かき かける

所々にのせ、火强き、暖爐に入れて、やくべし、 かけ、牛酪の小さき固りとしたるを、箸の先にて

上る時、取出して、皿に盛り別け、別に拵置きたます。 時々取出して、汁を小匙にてすくひて、松茸の中になった。 へつぎこみて焼くべし、さて蠣の能くやけて、卷

る (粉を加へたる加減は、木杓子にて交る時、鍋の底は、 ましょう こうしょう かいかい 同量のメリケン粉を加へて、木杓子にてまぜ、 、け汁の拵方、牛のケンチンの油をとかしたる かけ汁をかけて出すなり

f

の上面にたつ間は、出來れなれば、其上泡のたく 蠣にかけて用ふるなり、香はしき味のかけ汁なりタセ゚ かつを煎汁と醬油少しを加へて、とろくへに煉て、 なくなるほど煉りて、少してげる程に煉りたるに、

交際につきて

交際の法を心得の為めに人の感情を害ふに至りて 愉快ならしむ、巧ならぬ人は己も數知れぬ不利益 を被るのみならず、人にも限りなき不愉快を與ふっ ▲交際に巧なる人は、これに由りて己を益し人を

つては日常の道徳にも缺くる人なりともいはい言いますがある。 四十三

は、其人は醴儀の心得なき人ともいはるべく、從

は

如何はか 我^わが もし交際社會より か世群は交際の上 か心の顋 には あらず、 Ъ 無趣味に殺風景なるべせ きょうき はし 能度の上 方なり、 他人に快感を與ふべき圓滿 か世辭を取り去 にはなくて叶はぬ 言葉の 上より。 へきょ、 しりたらん ものなり。 か世世 12 一解は の上 なる は、

交際上、 の誠實の 第一の要素 よか ▲ お世^せ たる品とは思ひ 上解は誠實を拒非する と せいとつ きよう おて 或度までは必要 みに は は誠實にあ ては交際は成立せざるべ なが らるい ること勿論 ļ Ĩ, あ ď もの の品類 贈物として 12 なり。 **あらず、** 末 L ながらとい た 虚偽は 交際の は過ぎ 4 絶ち の

> **慢など稱して、思ふこと感じたること其儘** にさらけ出さん この種の人を稱して機嫌界ある人といふ。 ▲心に在る不平を人に移すは避くべきことなり。 には其人や狂者に近 つかるべ を人前

人に對しては何處までも聞き役の心得にて接待すなとなった。 人の話を一向心に掛けて聞かぬ人もなどは、からいるか ける樣にすべし。自分の言ふこと許り饒舌りていき。 ぱんぱ ▲無口なる人に對しては、 なるべく己より話し あ 9 くる 力>

べ きな ò

下すほど床と b は少さ ▲如何なる人に對 外貌は心の 「見えても心はまつたくよい人」もあることはあれ な えらぶる程其人 0 冷なた の鏡なり さのます は友 しても、 への心の なを得り 外冷淡にし は、 る 是な非 所以の 底の見えば えらぶることは યં 道程 7 な 心の Ë 透 12 わらず くに、身を ことな 温なか 禁物 る。人と 3 D

は引き留

むるも、

交際上の作法ならずや。天真爛からきらじゅうさせる

を立て 人は

一てなが

來客の辭し歸らんといふ

應

交際上必要なからないたろ

る虚偽に

あらずや、

陰が

ははいま

ح

四十四

一の要件、

當事者の意思表示あることを要

質質的條件

す。

は、

法律には明文

カジ

わりません

が、婚

n 28 ある 歌を か 據と知るべ 1 見沙 Ź からに は 何分 れること あ \

と親族法(ついき) 小小山口

H 炭

に従って、

法律上一定の年齢をさめその年齢に達することである。

れば十分に發達せないものであつて、

ます

一般に論する

るときは、

或年齢

17

ならなけ

一般の情况

男女身躰

かの發達は、

人に依

り又國に依つて異り

太

隆

第二節

婚気

の要件が

第三の要件、配偶者あるものは、重ねて婚姻を爲れら そうけん はらくこと

を定める上に於て必要なことであります。

せない時は婚姻するを許さな

いとするの

は、

すことは出來ません。

まして、一夫一婦の制度を公認したものでありま 重ねて婚姻を爲すてとは、 刑法でも禁じて あり

す

間接に當事

あ

るのを

第四の要件、 女は前婚の 解消又は取消の日 カゝ

出來ません。 ケ月を經過 Ū た後でなけ n ば再婚を爲すことは

ば婚姻することは出來ません。

畑の無效及取消を規定しますとさに、 ح ō 要件、 要件

f

者の意思表示 が必要であることを定めて

推考して知ることが出來ます。 男は滿十七才女は滿十五年にならね

四十五

男は前婚の解消せられ若く

は取消されたときで